

定 款

株式会社ソフィアホールディングス

2025年6月24日改定

目 次

第1章	総 則	(第1条～第5条) -----	1
第2章	株 式	(第6条～第10条) -----	2
第3章	株主総会	(第11条～第17条) -----	3
第4章	取締役及び取締役会	(第18条～第28条) -----	3
第5章	監査役及び監査役会	(第29条～第38条) -----	5
第6章	計 算	(第39条～第42条) -----	5

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社の商号は、株式会社ソフィアホールディングスと称し、英文では SOPHIA HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することによる、当該会社の事業活動の支配、管理

- (1) 電子機器及び周辺機器の開発、設計、製造、販売、修理及び保守
- (2) ソフトウェアの開発、設計、製造、販売及び保守
- (3) インターネット等のコンピュータネットワークを利用した情報システムの開発、設計、販売、運用及び保守
- (4) インターネット等のコンピュータネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用、保守及び集金代行
- (5) インターネット等のコンピュータネットワークに関するソフトウェア、関連部品、機器、装置の開発、設計、製造、販売、修理、運用及び保守
- (6) インターネットのホームページ作成、動画・音楽配信システム企画立案業務の請負
- (7) 医療用電子機器の開発、製造、販売、修理並びに保守
- (8) 電子技術の教育訓練機関の経営
- (9) 情報システムの研究開発及び研究開発に関する調査並びにその指導及び教育受託
- (10) 個人情報保護や企業に対する情報管理に関するコンサルティング業務
- (11) ニュースメディアを利用した仕入、物流、広告宣伝の情報に関するソフトウェアの制作、販売
- (12) 書籍、雑誌、教材、文房具類、事業用機器、家庭用電気製品、生活雑貨用品、食品、化粧品、医薬部外品の販売
- (13) 通信教育用テキストの制作販売、研修セミナーの実施
- (14) 各種イベントの企画、制作及び運営
- (15) カタログ、ポスター、パッケージなどのグラフィックデザイン業務
- (16) ゲーム機及びゲームソフトの研究、開発、販売及び賃貸
- (17) コンパクトディスク、ビデオ等音楽映像ソフトの企画制作、販売
- (18) フランチャイズ店用の店舗設備並びに店舗装備品の販売及び賃貸
- (19) フランチャイズチェーンシステムによる生活雑貨用品販売の加盟店の募集及び指導育成
- (20) 企業や法人組織などのイメージ統一を図り、組織の存在を人々に印象づけるためのデザイン企画
- (21) マーケティングリサーチ、広告宣伝、販売促進及び経営情報の調査、収集、提供
- (22) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定及びこれらの代理業務
- (23) 有価証券の投資、運用、売買
- (24) 電気通信事業
- (25) 通信販売業務
- (26) 出版事業
- (27) 広告代理店業務
- (28) 貸金業
- (29) 労働者派遣事業及び民営職業紹介事業
- (30) 薬局の経営
- (31) 医薬品、医薬部外品、医療用具及び介護用品の販売
- (32) 医療機器及び介護機器の販売及び賃貸
- (33) 医療経営コンサルティング業務

- (34) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (35) 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
- (36) 医薬品等のインターネット販売
- (37) 仮想通貨その他電磁的価値情報に関する業務
- (38) ブロックチェーン技術等を利用した業務
- 2. 不動産の売買、賃貸及び管理業務
- 3. 第1項各号に付帯する工事業
- 4. 第1項各号に付帯するコンサルティング業務
- 5. 第1項各号に付帯する輸出入業務
- 6. 第1項各号に付帯するリース、レンタル業
- 7. 第1項各号に付帯する受託業務
- 8. 第1項各号に付帯する一切の事業並びに投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,800,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を1名以上選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるほか、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の役位を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(責任軽減)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任軽減)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。